

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成29年2月28日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は、違法性又は不当性がある旨を主張している。

本件処分の却下理由は請求人が提出した〇〇のアレルギーパッチテスト結果に疑義が生じたため、改めてアレルギーパッチテストを受ける必要が生じ本件検診命令を行ったが、請求人がこれに応じなかったため、特別基準設定要件の充足の有無が判断ができなかったとする。しかし、請求人が、本件パッチテスト等の検査によって、金属アレルギーを有することは明らかにされており、

特別基準の要件に該当する。

また、処分庁が疑義を有するとしている本件パッチテスト結果について、当該パッチテストのいずれの部分も専門医が客観的なアレルギー反応の状態を現認して記載したものであって、その信用性に何らの疑いも差し挟む余地はない。

請求人が提出した本件パッチテスト結果と病院保管に係る本件パッチテスト結果の写しの各金属試薬「9日目」までの記載が完全に一致していることから、「9日目」までのテスト結果の記載の信用性は何ら影響を受けていない。「9日目」までのテスト結果によれば、請求人に「四塩化イリジウム」を含む7項目の金属試薬に対し、アレルギー反応が確認されたのであるから、同人が金属アレルギーを有することは、「9日目」までの本件パッチテスト結果からも明らかである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 8月21日	諮問
平成29年10月17日	審議（第14回第2部会）
平成29年12月 1日	審議（第15回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した

結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 医療扶助の特別基準設定手続について

ア 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと規定している。

イ 法15条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条3号は、医療扶助の範囲として「医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術」を挙げている。

ウ 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）第2・2・(8)・イは、保護の実施機関は、都道府県知事に対し、次の事項につき必要に応じて技術的な助言を求めることとし、医療の要否の判定又は保護の決定実施上の医学的判断に関し疑義があると保護の実施機関が認めた場合等の事項を挙げる。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第11・4・(1)は、検診を命ずべき場合として、医療扶助の決定をしようとする場合に要保護者の病状に疑いがあるとき（同ウ）等を例示した上で、事前に嘱託医の意見を徴することとし、さらに必要と認められる場合には、都道府県本庁の技術的助言を求めることとされている。

エ 「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）1項及び別表第4は、医療扶助基準として、「指定医療機関等において診療を受ける場合の費用」について、「法52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額」と定める。法52条は指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとし、また、国民健康保険法40条1項は、保険医療機関等が国民健康保険の診療に当たる場合の準則として、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の例によるものとし、このうち、歯科診療の一般的方針については、一般に歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならないとし（同規則12条）、歯科診療の具体的方針として、歯冠修復において金属を使用する場合は、代用合金を使用するものとされ、欠損補綴（ブリッジ）において金属を使用する場合には、金位14カラット合金又は代用合金を使用するものとする（同規則21条6号）などと定められている。

もつとも、保護基準2項は、要保護者に特別の事由があって、同1項の規定により難しいときは、厚生労働大臣が特別の基準（以下「特別基準」という。）を定めることとし、保護基準1項で定められた原則の例外を定めている。

オ 「生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて」（平成22年3月30日社援保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「設定手続通知」という。））は、上記エの特別基準の設定の手続について、詳細を示し、国民健康保険、健康保険の診療における取扱い等により難い

場合とは、

- ①生命の維持に直接関係があると認められること
- ②他に代替できる治療法等がないこと
- ③研究（試験）的に用いられているものではないこと

以上①ないし③のいずれの要件にも該当する必要があるとする（同通知２・(1)）。

また、特別基準の設定の手續に係るものとして、各福祉事務所の対応として、特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、当該治療法等における主治医の意見を聴取するとともに、検診命令により主治医以外の専門医からの意見を聴取するものとする（同通知３・(1)）。そして、意見聴取の結果、特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、各福祉事務所は、主治医の意見書及び主治医以外の専門医による意見書・診断書など、上記特別基準の設定の判断を行うために必要な資料等を都道府県知事宛てに提出するものとされている（同通知３・(2)）。

カ 上記オのとおり、設定手續通知においては、国民健康保険、健康保険の診療における取扱い等により難い場合か否かが検討され、それに即した合理的な判断基準及び設定手續が定められていることからすると、特別基準を設定する必要がある場合に該当するか否かについては、設定手續通知の定める具体的な判断基準に照らして判断するのが相当であると解され、その判断に当たっては、医学的知見を要するものであるから、慎重かつ客観的な判断を担保するためには、設定手續通知の定める手續に従って、主治医等から診断書・意見書等の資料を収集して行うのが相当であると解する（東京地方裁判所平成２４年２月１４日判決）。

(2) 保護申請手續について

ア 法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所又は居所、保護を受けようとする理由、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとする。また、同条 3 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条 4 項は、前項の書面には決定の理由を付さなければならないとする。そして、同条 9 項により、同条 1 項から 7 項までの規定は保護の変更の申請について準用されている。

イ 法 2 8 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるものとしており、同条 5 項は、保護の実施機関は、要保護者が同条 1 項の規定による医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始又は変更の申請を却下することができるものとしてしている。

2 以下、本件処分について検討する。

上記 1 ・ (1) ・ エからすれば、請求人の金属による歯科治療につき、医療扶助を行うには、保護基準 1 項等により、金位 1 4 カラット合金又は代用合金を用いたものしか扶助できないことが原則となる。しかし、平成 2 8 年 7 月 2 日に、処分庁が〇〇市福祉事務所から引き継いだ資料の中の、請求人が〇〇市福祉事務所長に対して提出した保護申請書及び同年 9 月 2 7 日に、請求人が処分庁に提出した本件診断書の内容からすれば、請求人は、自身には、金属アレルギーがあって、上記原則には該当せず、例外的な保険

適用外の歯科治療を希望し、その治療費の医療扶助を申請しているものと考えられる。

そこで、本件では上記 1・(1)・オの設定手続通知の基準に基づいて、請求人の歯科治療について、保護基準 1 項の基準により難しいとして特別基準を設定する必要がある場合に該当するかを検討する必要があり、本件では、請求人にどのような金属アレルギーがどの程度存在するかということについて正確な把握が必要となる。この点について、本件では、請求人から、本件パッチテスト結果及び本件診断書が処分庁に提出されている。

ところが、請求人の本件パッチテスト結果及びその結果を基に作成された本件診断書に関して、〇〇市及び東京都の嘱託医から、その信用性に疑義があって、特別基準の設定の必要性について意見を出すことができない旨の本件各意見書が提出されている。

そうすると、請求人の金属アレルギーの有無及びその程度の正確な把握には、医学的知見が必要であるところ、処分庁としては、本件各意見書の内容を踏まえた上で、本件パッチテスト結果及び本件診断書が、設定手続通知が求める主治医以外の専門医からの意見書・診断書として慎重かつ客観的な判断を担保するだけの資料とはなり得ず、その信用性が不十分であると判断せざるを得なかったものとする。

そこで、平成 28 年 10 月 27 日、〇〇市福祉事務所担当者は、請求人に対し、再度アレルギーパッチテストを受けるよう依頼したが、請求人はこれを拒否した。また、平成 29 年 1 月 27 日、処分庁は、本件検診命令を行い、主治医以外の専門医からの意見を聴取して、改めて、請求人の金属アレルギーの状態について確認しようとしたところ、請求人はこれにも従わず、当該命令に基づく検診を受けなかったことが認められる。

そのため、処分庁は、慎重かつ客観的な判断を担保できるだけ

の信用性ある資料を得ることができず、請求人の金属アレルギーの有無及びその程度を正確に把握できなかつたことから、特別基準設定の必要性について確実な判断をすることができなかつた。

したがって、処分庁が、厚生労働大臣が定める特別基準の設定の必要性の有無について判断できなかつたことを理由になされた本件処分は、法令等に則ってなされた合理性のあるものであり、違法又は不当であると認めることはできない。

3 請求人は、請求人の提出した本件パッチテスト結果及び本件診断書の内容から請求人にアレルギーがあることは明白であり、本件検診命令の必要性はなかつた旨主張する（第3）。

しかし、本件では、上記1・(1)・ウの通知のとおり、本件検診命令前に、処分庁は、〇〇市及び東京都の嘱託医から本件各意見書により請求人の歯科治療に係る意見ないし技術的助言を得ており、そのいずれにも、本件パッチテスト結果及び本件診断書の信用性に疑義があり、検診命令が必要である旨の意見があつた。このような状況で、設定手続通知における特別基準設定要件（上記1・(1)・オ）の該当性判断が医学的知見を要するものであることも併せ考えれば、処分庁において、請求人の金属アレルギーの有無及びその程度について、検診命令によって改めて確認する必要性が高いと判断してなされた本件検診命令は、合理的なものである。

以上からすれば、処分庁が、本件検診命令をしたことについて、その必要性がなかつたとする請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行つた審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙(略)